

31川健介保第1344号
令和2年3月2日

市内指定居宅介護支援事業所
市内指定居宅介護予防支援事業所 管理者 様

健康福祉局長寿社会部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る軽度者への指定（介護予防）福祉用具貸与の例外給付について（通知）

要支援・要介護1の者（※）については、貸与告示第1項から第6項及び第11項から13項に規定する貸与種目（以下「対象外種目」という。）に係る福祉用具貸与費等は、原則として算定できないとされていますが、利用者等告示第31号のイに掲げる状態像に該当する者で同号に規定する対象外種目を貸与する場合、又は老企第36号第2の9(2)①ウの状態であることを市が書面等確実な方法により確認している場合で同ウに規定する対象外種目を貸与する場合は、福祉用具貸与費を算定することができます。

上記状態であることの判断方法は、基本調査の結果や主治の医師から得た情報（所見を含む。）等とされ、これらの判断が適切に行われていない場合は対象外種目に係る福祉用具貸与費等は算定できないこととなりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、面会その他の方法で主治の医師から情報等を得ることができないときは、例外的に収束後概ね1月以内に上記判断（市の確認も含む。）をした場合に限り、判断前の対象外種目に係る福祉用具貸与費等についても算定を可能とします。ただし、収束後に主治の医師等から情報を得た結果、利用者等告示第31号のイに掲げる状態像等に該当しないことが明らかになったときは、既に支給した対象外種目に係る福祉用具貸与費等について過誤調整等していただくこととなりますのでご注意ください。

（※）貸与告示第13項については、要介護2、3を含む。

（介護保険課給付係 村上担当）
電話 044-200-0447
FAX 044-200-3926